

計画の策定経過



「無題」 宮林 聡太

計画の策定経過

年月日	会議名等	内 容
H28.6.8	第1回北見市障がい者計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> 正副委員長の選任について 策定委員会会議の運営について 計画の概要及び策定作業の進め方について
H28.6.13 ～6.30	アンケート調査（一般市民・障がいのある人）	障がいのある人、市民のニーズや意識などの把握を目的に実施
H28.6.22 ～7.8	アンケート調査（一般企業・障がい福祉サービス事業所）	一般企業の障がい者就労の現状、障がい福祉サービス事業所が抱える課題などの把握を目的に実施
H28.7.4	第2回北見市障がい者計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者施策に関するヒアリングについて 第2期北見市障がい者計画策定に係るアンケート調査の状況について
H28.7.20 ～8.4	ヒアリング調査	障がいのある人、関係者の現状と課題、ニーズの把握を目的に実施（市内9会場で開催）
H28.9.1	第3回北見市障がい者計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者施策に関するヒアリング実施結果について 第2期北見市障がい者計画策定に係るアンケート調査結果について 今後の策定作業の進め方について
H28.9.13	第1回北見市障がい者計画策定委員会ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」）	<ul style="list-style-type: none"> 基本理念（案）の検討 基本目標（案）の検討
H28.10.4	第2回ワーキンググループ	基本目標（案）の検討 ・ 施策体系（案）の検討
H28.10.14	北見市保健福祉施策推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> 第2期北見市障がい者計画（素案）の策定状況について 第2期北見市障がい者計画の施策体系（案）について
H28.10.19	第3回ワーキンググループ	施策体系（案）の検討 ・ 施策の展開（案）の検討
H28.10.31	第4回ワーキンググループ	施策の展開（案）の検討
H28.11.11	第4回北見市障がい者計画策定委員会	第2期北見市障がい者計画（素案）について
H28.11.17 ～12.22	イラスト・絵画の提供依頼	計画書の表紙や挿絵として掲載するイラスト等を障がい福祉サービス事業所等に提供を依頼
H28.12.7	第5回北見市障がい者計画策定委員会	第2期北見市障がい者計画（素案）について
H28.12.20 ～29.1.18	パブリックコメント	第2期北見市障がい者計画（素案）に対する市民の皆様からのご意見を募集
H29.1.16	第5回ワーキンググループ	計画書に挿し込むイラストの選定について
H29.2.2	第6回北見市障がい者計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> 第2期北見市障がい者計画（素案）の意見募集結果について 第2期北見市障がい者計画（素案）の最終決定について
H29.2.14	第2期北見市障がい者計画（案）の提出	策定委員会から北見市長へ計画（案）の提出
H29.3.13	北見市議会福祉民生常任委員会	第2期北見市障がい者計画（案）の報告
H29.3.28	北見市社会福祉審議会	第2期北見市障がい者計画（案）の報告

北見市障がい者計画策定委員会

(1) 北見市障がい者計画策定委員会名簿

No.	選出区分	所属	役職等	氏名	備考	WG
1	学識経験者	日本赤十字北海道看護大学	教授	中岡 良司	◎	○
2		オホーツク社会福祉専門学校	教諭	畠山 友子		
3	保健・医療関係機関	北海道北見保健所	健康推進課長	松木 美穂		
4	学校教育関係機関	北海道北見支援学校	校長	千葉 聡美		○
5		北見市小中学校長会	端野小学校 校長	諏江 信夫		
6	商工・労働関係機関	北見地方障がい者職親会	会長	高橋 廣志		
7	社会福祉施設等	社会福祉法人川東の里	支援課長	田中 栄子		
8		社会福祉法人北陽会	所長	金野 小百合		○
9		社会福祉法人北の大地	次長	曾根 美保		
10		社会福祉法人萌木の会	生活支援員	小畑 富美子		
11		社会福祉法人北見市社会福祉協議会	地域福祉係長	坂本 広樹		
12	障がい者福祉団体等	北見市中心身障害者（児）団体連合会	副会長	山崎 祐貴		
13		北見市手をつなぐ育成会	理事	三浦 鶏一		○
14		北海道難病連北見支部	事務局長	加藤 禎子		
15		北見精神障害者連絡会	副会長	井上 晴夫		
16		北見市障がい者支援ネットワーク	代表	白幡 浩	○	○
17	市民代表	公募市民		河井 裕行		

◎：委員長、○：副委員長

※WG（ワーキンググループ）は委員長・副委員長・委員3名の計5人で構成 ○：委員

(2) 北見市障がい者計画策定委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 障害者基本法第11条第3項の規定に基づく北見市障がい者計画の策定に関し、市民各層の意見を反映させるため、北見市障がい者計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1)障がい者計画の調査、研究に関すること
- (2)障がい者計画素案の策定に関すること
- (3)総合的な障がい者施策の推進に関すること
- (4)その他目的達成に必要と認められる事項

(組織)

第3条 委員会は、委員20名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1)学識経験を有する者
- (2)保健、医療関係機関の代表者
- (3)学校教育関係機関の代表者
- (4)商工・労働関係者（障がい者就労）
- (5)社会福祉施設等の代表者
- (6)障がい者福祉団体等の代表者
- (7)市民代表

3 市民代表は、別に定めるところにより公募する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成29年3月31日までとする。

2 委員が任期の途中で交代した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。但し、最初に招集される委員会は、市長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、保健福祉部社会福祉課に置き、その庶務を行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が会議に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月10日から施行する。

この要綱は、平成28年4月26日から施行する。